平成２２年（フ）第８４号
岩手県花巻市大畑第11地割２番地４
債務者　畠山製作所こと　畠山　和人
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１２４号
岩手県一関市萩荘字西田182番地３
債務者　小野寺絢子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１７２号
盛岡市東見前９地割36番地１　ミューゼヒロＣ１―202号
債務者　坂下　明弘
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第９３号
神奈川県秦野市水神町10番４号　ヴィレッジひばりが丘102号
債務者　八重沢　猛
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９４号
神奈川県秦野市水神町10番４号　ヴィレッジひばりが丘102号
債務者　八重沢美奈
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１２３号
神奈川県秦野市菩提103番地の３　明成建設株式会社
債務者　久保田辰夫
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１３５号
神奈川県南足柄市関本667番地１　グランドハイツ302
債務者　小野　俊幸
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１３８号
神奈川県平塚市南金目1292番地の１　ハイツ湘南富士101号
債務者　松下　　清
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１５０号
神奈川県厚木市鳶尾３丁目２番５―403号
債務者　岩撫　浩二
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１５６号
神奈川県小田原市板橋518番地の99
債務者　山本　惠治
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２１号
新潟県新発田市城北町１丁目12番９号
債務者　伊藤　エミ
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第２４号
新潟県新発田市東新町３丁目11番２号
債務者　須貝　正夫
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第２６号
新潟県胎内市東本町23番31号
債務者　齋藤美津枝
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第２９号
新潟県阿賀野市保田6317番地15　医療法人潤生会阿賀野病院、住民票上の住所新潟県新発田市飯島新田16番地
債務者　髙橋　秀雄
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１９号
兵庫県加西市北条町北条1090番地の２
債務者　増岡　真一
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第２５号
兵庫県小野市敷地町1572番地の１　２―201
債務者　山中　厚子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第２６号
兵庫県加東市北野320番地１　ハイツニューエクシブ101号
債務者　永井　　保
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
神戸地方裁判所社支部